



平成30年10月29日

発行元

舞鶴市議会  
新政クラブ議員団

責任者/岸田 圭一郎

vol. 9

# 平成29年度一般会計・特別会計決算を認定 3つのまちづくりの推進と台風災害からの復興・復旧を評価

平成30年舞鶴市議会9月定例会は、8月28日から10月3日までの37日間にわたって開催され、市長からは平成29年度一般会計の認定をはじめとする31議案が提出され、また、市議会からは舞鶴市議会基本条例の制定をはじめとする2議案が提出され、慎重な審議を経てすべての議案が可決及び認定されました。

市長からは平成29年度の一般会計決算は、市税や地方消費税交付金など歳入が減少するなかではあるが、基金等を活用するなど「心豊かに暮らせるまちづくり」「安心のまちづくり」「活力あるまちづくり」の3つの重点項目に沿って創意工夫と多様な連携のもと数々の事業をはじめ、台風災害被害からの早期復旧・復興にも精力的に取り組み、実質収支は8,369万円となり、昭和50年度以降連続黒字決算になったとの説明がありました。

## 一般会計

	平成29年度 決算額 A	平成28年度 決算額 B	差し引き C	増減率 C/B
歳入総額	35,511,175	35,610,399	▲ 99,224	▲ 0.3%
歳出総額	35,166,149	35,339,715	▲173,566	▲ 0.5%
歳入歳出差引	345,026	270,684	74,342	27.5%
翌年度に繰り 越すべき財源	261,334	142,141	119,193	83.9%

## 水道事業会計

収入	支出
1,893,809	1,558,429

## 病院事業会計

収入	支出
929,683	929,662

## 歳入の主な項目

	29年度	28年度	対前年比
市 税	12,124,023	12,388,535	▲ 2.1%
地方交付税	5,638,742	5,440,112	3.7%
市 債	3,588,519	3,353,499	7.0%

## 歳出の主な項目

	29年度	28年度	平成29年度の主な事業	対前年比
議 会 費	336,722	338,923	●議員報酬経費 ●情報化推進事業	▲0.6%
総 務 費	4,739,256	4,339,274	●引揚の史実継承事業 ●まちなか暮らし推進事業	9.2%
民 生 費	12,764,194	12,579,257	●国民健康保険事業会計繰出金 ●介護保険事業会計繰出金	1.5%
衛 生 費	2,914,721	3,386,691	●健康増進計画推進事業 ●病院事業会計補助	▲13.9%
農林水産業費	865,208	997,834	●農村移住・交流促進事業 ●漁村再生交付金事業	▲13.3%
土 木 費	4,046,592	4,922,804	●西地区浸水対策事業 ●中心市街地活性化事業	▲17.8%
教 育 費	2,839,800	2,603,899	●特色ある教育環境づくり支援事業 ●校舎等改修事業	9.1%
災害復旧費	335,732	21,026	●農地災害復旧事業 ●公共施設災害復旧事業	1,496.7%



“新政クラブ議員団”  
メンバー  
SHINSEI Member



# 議会としての最高規範である「議会基本条例」を制定 これまでの積極的な活動を継続、決して後戻りしないことを約束

舞鶴市議会では、平成22年12月からの第18期において本会議のインターネット中継や市民の皆さんとの意見交換会などを実施するとともに、市民に開かれた議会の実現や監視機能の強化など、様々な取組を行ってきました。さらに、平成26年12月からの第19期におきましては、今後の目指すべき方向性と基本方針を明確にして活動していくことにより、議会・議員と市民の皆さんが議会活動の全体像を把握することができ、議会活動を総合的かつ効果的に進めていくことができるものと考え、その活動指針となる「第19期舞鶴市議会活動基本計画」を策定いたしました。この計画の基本となる目標を、一つ「市民に開かれた議会」、二つ「議会機能の充実」、三つ「効率的・効果的な議会運営」として、その実現のために24項目の具体的な取組項目を掲げ4年間活動してまいりました。

そこで、この活動基本計画の一項目である「議会基本条例の検討」についての審議を、平成28年12月から、本格化させ、議会運営委員会において、数多くの議論を重ね制定する方向性を決定したのち、平成29年12月からは、ワーキンググループを立ち上げ、条文の素案を作成し、これをたたき台として平成30年2月には市民の皆さんとの意見交換会を実施、さらに6月にはパブリック・コメント手続制度に基づく意見募集などを実施し、今回の舞鶴市議会としての最高規範である「舞鶴市議会基本条例」を制定するに至りました。



議会運営委員会での協議の様子



市民との意見交換会の様子

## 舞鶴市議会基本条例

日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき、二代表制の下、その一翼を担う議会は、住民の負託に応える責務があります。

舞鶴市議会は、その責務を果たすため、市民の多様な意見を的確に把握し、市民本位の立場で議会活動に取り組むとともに、舞鶴市長その他の執行機関に対する監視及び評価機能の充実を図り、議事機関として最善の意思を決定する必要があります。

このような観点から、舞鶴市議会及び舞鶴市議会議員は、地方分権の時代にふさわしい役割を果たすため、舞鶴市議会活動基本計画の策定・実施をはじめとする各種の改革に取り組んできました。

ここに、私たちは、これまで積み重ねてきたこれらの取組をより確かなものとし、これまでも増して公正性及び透明性を高めるとともに、「市民に開かれた議会」、「議会機能の充実」及び「効率的・効果的な議会運営」を実現するための取組に邁進することにより、市民福祉の向上と市勢の発展に尽くすことを固く決意し、舞鶴市議会の最高規範として、舞鶴市議会基本条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、二代表制の下、舞鶴市議会(以下「議会」という。)に関する基本的事項を定め、議会及び舞鶴市議会議員(以下「議員」という。)がその担うべき役割を的確に果たすことにより、市民の負託に応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

#### (最高規範性)

第2条 議会は、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、改正し、若しくは廃止するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

第2章 議会及び議員の活動の原則  
(第3条～第7条)

第4章 市長等と議会との関係  
(第11条～第15条)

第6章 議員の定数及び報酬  
(第23条)

第3章 市民と議会との関係  
(第8条～第10条)

第5章 議会の機能強化  
(第16条～第22条)

第7章 条例の確実な履行及び見直し  
(第24条・第25条)

上記の議会基本条例については、前文及び第1章のみ掲載いたしました。第2章第3条以降の条文については、舞鶴市議会のホームページなどでご確認ください。

## “新政クラブ議員団”が議会基本条例の制定に賛成した理由

我々新政クラブ議員団は、自治体全体で「市民の福祉の向上を追い求め、「住みよい自治体づくり」に取り組むため、議会及び議員もその役割を担う活動をするべきと考えています。また、議会基本条例は、制定しなければならないというものではありませんが、議会の更なる飛躍を得るため、一定のルールづくりが必要であると考えていることから、今回の「議会基本条例」の制定に賛成いたしました。そもそも、舞鶴市議会には、他市町村議会から見ても引けを取らない「議会活動基本計画」が策定されており、わが会派に所属する議員は、この計画の目標として定めた25項目の内容に沿って4年間活動してまいりました。

さらに、議会基本条例をすでに制定している市へも視察に出かけ、課題点を調査・研究し解決に向けての努力もしてまいりました。任期残り2年となった29年度から、議会運営委員会で議論されてきた中で、わが会派は、積極的に推進するという立場を明確にし、意見を述べてまいりました。議論の中には、議会活動基本計画があるのに何故今、議会基本条例を制定しなければならないのかなどの意見もありましたが、これまで実施してきた活動をもとに、「議会基本条例」を制定しようというものであることから、これまでの活動を決して後戻りさせないことを市民の皆さま方に約束する意味でも、条例化することに意義を感じ賛成しました。

## 議会は常任委員会の「名称」及び「所管事項」等を改正 新政クラブ議員団は、しっかりと審議、しっかりと判断を約束！

舞鶴市議会では、今回の市議会議員選挙(平成30年11月11日告示、11月18日投票)において、定数が2人減の26人となることや、審議の効率化を図ることなどの理由で、第20期からは、議員が所属しなければならない常任委員会の名称、委員定数及び所管事項等を変更することとしました。詳細は、次のとおりです。

現 行		
名 称	委員定数	所管事項
総務文教委員会	7人	市長公室、政策推進部、総務部、会計管理者及び教育委員会の所管に属する事項並びにそれに関連する事項並びに他の常任委員会に属しない事項
経済消防委員会	7人	産業振興部及び消防の所管に属する事項並びにそれに関連する事項
民生環境委員会	7人	市民文化環境部、福祉部、健康・子ども部及び市立舞鶴市民病院の所管に属する事項並びにそれに関連する事項
建設委員会	7人	建設部及び上下水道部の所管に属する事項並びにそれに関連する事項
予算決算委員会	27人	予算及び決算に関する事項

改 正 後		
名 称	委員定数	所管事項
総務消防委員会	7人	(1) 市長公室の所管に属する事項 (2) 政策推進部の所管に属する事項 (3) 総務部の所管に属する事項 (4) 会計管理者の所管に属する事項 (5) 消防の所管に属する事項 (6) 前各号に掲げる事項に関連する事項 (7) 他の常任委員会に属しない事項
産業建設委員会	6人	(1) 産業振興部の所管に属する事項 (2) 建設部の所管に属する事項 (3) 上下水道部の所管に属する事項 (4) 前3号に掲げる事項に関連する事項
福祉健康委員会	6人	(1) 福祉部の所管に属する事項 (2) 健康・子ども部の所管に属する事項 (健康、保健衛生及び地域医療に関することに限る) (3) 市立舞鶴市民病院に属する事項 (4) 前3号に掲げる事項に関連する事項
市民文教委員会	7人	(1) 市民文化環境部の所管に属する事項 (2) 健康・子ども部の所管に属する事項 (子育ての支援、保育及び幼児教育に関することに限る) (3) 教育委員会の所管に属する事項 (4) 前3号に掲げる事項に関連する事項
予算決算委員会	26人	予算及び決算に関する事項

## 10月7日を「舞鶴引き揚げの日」とする条例が制定される

舞鶴市は、昭和20年10月7日に引揚船「雲仙丸」が入港してから、昭和33年に最後の引揚船が入港するまでの13年間にわたり、海外からの引揚者約66万人と遺骨約1万6千柱を市を挙げて迎え入れた歴史を有することから、引揚体験者や市民等と共に、引揚げ及びシベリア抑留の史実を継承するとともに、舞鶴特有の歴史に鑑み、世界の恒久平和を念願して、10月7日を「舞鶴引き揚げの日」とする条例が制定されました。

### 条例制定後初めての平和祈念式典が開催される



引き揚げ史実の勉強が必要と述べる  
大浦・朝来小学校の児童代表

引き揚げ史実の継承を約束する  
若浦中学校の生徒代表

# 9月定例会で和佐谷議員が代表質問を 福村・今西・眞下・鯛議員が一般質問を行う

## 和佐谷議員の質問項目

- 本市の財政運営について
  - 現状と課題について
  - 平成31年度に向けた政策運営について
- 平成31年度に向けた重点施策について
  - 舞鶴版地方創生事業について
  - 行財政改革について
  - 移住定住の促進の取組について
  - 農地集積・集約化推進事業について
- 自然災害に対する取り組みについて
  - 舞鶴西市街地における総合的な治水対策について
  - 由良川緊急治水対策について
  - 地域産業の復旧強化支援について



## 福村議員の質問項目

- 行財政改革について
  - 市財政の現状について
  - 今後の人口・高齢化予測と市政への影響について
  - 人口減少と高齢化を踏まえた今後の財政の見通しと健全化に向けた取り組みについて
  - 人事改革による効果と今後の展開について
- 危機管理対策について
  - マイタイムラインについて
  - 要配慮者の避難について
  - 原子力防災について
- 教育について
  - 特別支援教育の取組について



## 今西議員の質問項目

- 由良川水防災対策について
  - 輪中堤の内水の現状について
  - 排水ポンプ車の配備について
  - 治山ダムの放流等について
- 閉校中の施設の転利活用について
  - 転利活用の現状について



## 鯛議員の質問項目

- 公共工事入札制度について
  - 全国の入札制度について
  - 舞鶴市の現状について
  - 最低制限価格について
  - 予定価格について
  - 競争入札を行わない契約について
- 舞鶴市民病院の運営について
  - 平成29年度の運営状況及び過去の運営状況について
  - 一日平均患者数について
  - 加佐診療所について
  - 医業収支について



## 眞下議員の質問項目

- 製造業の雇用状況について
  - 市内製造業の景気状況について
  - 働き手不足の現状にかかるとる市の取組状況について
- 市内のレスリング・柔道競技の強化について
  - ウズベキスタン訪問団の検証について
  - 市内レスリング・柔道競技の現状について
  - 舞鶴市ホームページの多言語化状況について
- 健康づくり施策について
  - 国保ペアマッチウォーキングについて
  - 産学公連携事業について
- 公用車の燃費細分化について
  - 災害時における公用車燃料の適正化の考えについて



## “新政クラブ議員団”が決算認定等に賛成した理由と要望

平成29年度舞鶴市一般会計決算の認定については、歳出では「移住・定住促進担当課長」を配置されたことで、移住・定住の環境整備に大きな成果が表れ、「舞鶴引揚記念館」を活用した史実の継承事業でも先進事例として高い評価を受け、歴史・文化の振興にも取り組まれた。さらに「みなと振興・クルーズ客船誘致担当課長」が着地型観光の重要性を訴え、様々な効果が表れており、「健康寿命延伸担当課長」を配置することで、市民への健康づくりへの意識づけが図られたことが、予算決算委員会の分科会質疑で理解することができました。さらに、歳入では、個人市民税は給与所得者の増加で増額となったものの市税全般では減額となり、人口減少が避けられない現状では税等の増収の見込みは非常に困難であるなか、持続可能な健全財政への取り組みを推進されてきたことを評価し、賛成としました。

次に平成29年度舞鶴市水道事業会計決算の認定については、28年度に水道料金を平均11%値上げしたことで、増収が図られたと認識するが、今後、節水対策等により水道の使用量が減少することが予想され、積極的な健全経営を求め賛成としました。

平成29年度舞鶴市病院事業会計決算の認定については、新たな「京都府中丹地域医療再生計画」に基づいた「療養型病床」に特化した市民病院は、他の公的3病院と連携を図りながら、地域のニーズに対応し、患者の受け入れ、診療報酬単価の増加にも努めていること、さらに不採算医療でもある「へき地医療」も担っていることを認識し評価する。しかし、赤字経営でいいのではなく、より一層の経営改善を期待し、持続可能な病院運営となるよう健全化を求めました。